

交野市教育委員会交際費支出基準

(目的)

第1条 この基準は、教育行政推進のため、外部と交際する場合に支出する費用（以下、「交際費」という。）に関し、支出基準の厳正を期するとともに、透明性を図るため支出項目等について、必要な事項を定めるものとする。

(支出の相手方)

第2条 支出の相手方は、教育長、教育委員会その他の執行機関が、その教育行政執行のために必要な関係にある者等を原則とし、支出するものとする。

(支出項目等)

第3条 支出項目は、「慶祝」、「見舞い」、「弔慰」、「会費」、「懇談」、「その他」の6項目とし、支出の内容及び金額は、以下に定めるところによる。

(1) 慶祝及び見舞いについては、10,000円を限度に所要額を支出するものとする。

(2) 弔慰については、別表に掲げる費用とする。

(3) 会費については、次に掲げる費用とする。

ア. 構成員として支出する年会費等は、会の設立趣旨、運営方針、会員構成等から事業への協力や円滑な運営のために加入する必要があると判断されるものについては、その構成員となり、10,000円を限度に所要額を支出できるものとする。

イ. 懇親等を目的とする会合の参加費は、原則廃止する。ただし、団体等が周年記念事業として実施する場合及び実施する会合の開催趣旨、出席者、教育行政とのかかわり等を十分に勘案のうえ、教育行政運営上有益な交際を目的と判断される場合のみ10,000円を限度に所要額を支出できるものとする。

(4) 懇談については、民間有識者や各種団体との意見交換や情報収集を目的として、教育長が特に必要と認めた場合に限り開催するものとする。

なお、開催に当たっては、目的、内容、相手方等を十分勘案し、適切な場所で必要最小限となるよう配慮し、支出額についても、社会通念上妥当と認められる範囲内

(一人5,000円以内)でなければならない。

(5) その他については、上記以外の場合で、教育行政協力者に対して謝意を表す場合等、交際上特に支出する必要があると判断される場合については、その都度、教育委員会事務局秘書担当部局の長と協議のうえ支出できるものとする。

(支出限度額)

第4条 支出限度額については、地域の慣習等特別な理由により、ここで定める金額により難い事情がある場合には、教育委員会事務局秘書担当部局の長と協議のうえ金額を調整できるものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項については、教育長が別に定める。

附則

この基準は、令和2年1月1日から施行する。

別 表

対 象 者		対 応 内 容
1. 教育委員（現職）	本人 配偶者・血族一親等	弔文又は弔電（実費相当分） 盛花、香料（各5,000円） 弔文又は弔電（実費相当分）
2. 教育委員（元職）	本人 配偶者・血族一親等	弔文又は弔電（実費相当分） 香料（5,000円） なし
3. 各種団体等役職者	本人 配偶者・血族一親等	弔文又は弔電（実費相当分） 弔文又は弔電（実費相当分）
4. 教育委員会事務局 職員	本人 配偶者・血族一親等	弔文又は弔電（実費相当分） 弔文又は弔電（実費相当分）
5. 校長、教頭	本人 配偶者・血族一親等	弔文又は弔電（実費相当分） 弔文又は弔電（実費相当分）
6. 学校教職員	本人 配偶者・血族一親等	弔文又は弔電（実費相当分） 弔文又は弔電（実費相当分）

注：上記対象者以外で必要と認める場合は、上記の対応内容の範囲内で、その都度協議する